、拾 二 枚 地板目皮

×三口 越中分

右毎歳三ヶ國役皮。

き、舊藩の仕來は廢止せられたり。 ・ 相渡來處、自今牛馬は勿論、外獸類たり共、總て持主の ・ 相渡來處、自今牛馬は勿論、外獸類たり共、總て持主の 明治四年三月十九日の布告に、從來斃牛馬有」之節は、穢多

## 〇梅澤記念碑

> 聊次,其所,語如,此, 菜等,有,記以傳爲, 余旣贊,其擧,亦嘉,其忘,不,敢以,不文,辭。 某等,有,記以傳爲, 余旣贊,其擧,亦嘉,其志,不,敢以,不文,辭。

金澤開始三百年祭之前一日

信山赤羽萬豐

武中本田年書

良民と居を共にせず。火食を避けて 屠兒・穢多或は 皮多な る中にも、穢多・非人等の稱を廢せられ、一般の民籍に編入 己が氣のまゝに家屋を求め、市中一般の商人と成り、 どの汚名を蒙る事幾千年にて、質に惘然に堪へざりしが、 ふも奈何なれど、明治維新の良辰以來、 平次按するに、 復古の僥倖ともいふべく、維新以來金澤市中甚だ衰微すと なる商廛を開きし人々多し。實に古今未曾有の恩典、 れし街尾の棄地なる垣内をば振拾て、繁華の地を見立て、 始て皇國一般の良民と成り、吾舊藩國初以來居住せしめら せしめられしにより、上古以來異種徒の名を負ひ、 いへども、 淺野町の街尾梅澤町の美談といふべし。 梅澤町の人民たるや、今日にして往事を 百事改革の宣下あ 一般の 王政

## O大衆免

人必ず恐怖すといへり。 りの出火をば大衆免燒と稱し、稍"遠く隔つといへども、諸火災ありて、其の都度必ず大火と成りしゆゑに、此の地よ大災ありて、其の都度必ず大火と成りしゆゑに、此の地よ古は都て大衆発村の地内なる故なり。此の地邊は從前度々大衆発は此の地邊の惣名にて、俗に大衆発台と呼べり。往

## O大衆発來歷

に、右傳說は山上春日社記に、當社春日養老元年四月鎭座。に、右傳說は山上春日社記に、當社和宮寺之も、及は淺とも高尾城を 取園み、淺野・大衆員に 陣取るとも、又は淺野・大衆発所々に 陣取るともあり。是此の地名の 記錄に見いたる初めならんか。大衆目或は大衆発とも見いたる地名の濫觴は、如何なる由なりけん。三州志韃嚢餘考に云ふ。昔神宮寺と云ふ大刹、談議所村邊なる神宮寺村の地にあり。一世の地たりしが、延議免許あるに依りて、其の頃大衆免と呼び來りしを、後世地名となれりといふ。とあり。今按するに、右傳說は山上春日社記に、當世記に、長享二年六月當此の地名の記錄に見にたるは、富樫記に、長享二年六月當此の地名の記錄に見にたるは、富樫記に、長享二年六月當

又按ずるに、大衆発の地名古來大衆目とも書きて、ダイジ 新莬田可。停止,有。陣定,云々。 など、此の外多く見にたり。 りといへり。長秋記に、大治四年五月十七日甲午。鎭西社 といふ事、古文書に多く載せたり。免田は諸役免許の由な 寺の大衆にて、発は兎田の由緣ならんか。往古諸國に兎田 ユメと呼べり。 知られけり。されば大衆発は、大和春日の遙拜所なる神宮 り。故に此の地に春日を勸請して、神宮寺をも建立せし事 月一日以來御神事日記目六條々とある中に、加賀國小坂庄 御供備進之事などゝありて、往古は大和國の春日の神領な 坂庄西方段錢とて記載し、春日社家日記に、 ども、是も後人の記載せしものなれば、俗説をのせたるも 小坂庄は康正二年造内裏叚錢國役引付に、春日社領加州小 のなるべし。但し彼の春日神社は、今いふ小坂神社にて、 衆冤村。大衆庶事評議所今爲。邑。談議所村是也、と載せたれ 別宮之舊跡也。大衆之領地、今或爲,民居。或爲,市廛。今稱,大 者。以當社爲產神。往古神宮寺今爲」邑。 小坂庄之惣社也云々。神宮寺邑·大衆発邑·山上邑·談議所 能登國羽咋郡豊後明村を、 邑中有。大榎樹。此 或は豐後名村と 永正十八年正